

入札公告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び大和郡山市契約規則（昭和 39 年大和郡山市規則第 8 号）第 3 条に基づき、一般競争入札（以下「入札」という。）について次のとおり公告する。

令和 5 年 1 1 月 1 日

大和郡山市長 上田 清

1. 入札担当部局

〒639-1005 大和郡山市植槻町 6 - 1 0

大和郡山市上下水道部 業務課

電 話 0743-58-5602

F A X 0743-52-1923

E-Mail suigyo@city.yamatokoriyama.lg.jp

2. 入札に付する事項

- (1) 入 札 件 名 令和 5 年度矢田山第 4 配水池無停電電源装置購入
- (2) 購 入 物 品 入札仕様書のとおり
- (3) 設置納品期間 令和 5 年 1 1 月 2 8 日（火）より令和 6 年 3 月 1 5 日（金）まで
- (4) 設 置 場 所 大和郡山市矢田町 3 9 9 8 - 2
- (5) 入 札 方 法
 - ①仕様書記載の購入品目及び作業の合計価格を入札書に記入し提出。
 - ②消費税相当額は入札額参入しないこと。（消費税相当額を加算し契約額とします。）

3. 入札参加資格

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 大和郡山市建設工事等競争入札参加登録業者で、登録業種「電気工事業」の資格を有する者。
- (2) 国税の滞納のない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（会社更生法にあっては更正手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。
- (6) 下記の暴力団等排除措置要件に該当していない者。
 - ① 代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められる、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められる。
 - ② 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる。
 - ③ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる。
 - ④ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有し

ていると認められる。

- ⑤ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは④に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる。

(7) ホームページの閲覧及び電子メールの送受信が可能である者。

4. 入札説明書を交付する場所及び問合せ先

1に同じ。なお入札説明書等は和和郡山市公式HP（下記アドレス）に掲載。

https://www.city.yamatokoriyama.lg.jp/soshiki/gyomuka/nyusatsu_keiyaku/3/13779.html

5. 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和5年11月15日（水） 17:00
(2) 提出場所 1に同じ

6. 開札の日時及び場所等

(1) 開札の日時及び場所

令和5年11月28日（火）9:00から

奈良県大和郡山市植槻町6-10 大和郡山市上下水道庁舎 2階 会議室

(2) 入札書の提出方法

入札書を封筒に入れ、簡易書留郵便で令和5年11月27日（月）17:00までに必着で簡易書留郵送により送付すること。

7. 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお市長が入札参加資格のある旨を確認した者であっても、入札時点において3に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

8. 入札手続等

(1) 入札保証金

金 182,000 円（金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手）を下記期日までに支払うこと。
ただし、大和郡山市契約規則第 6 条各号に規定される場合は、これを免除とします。

令和 5 年 1 月 28 日（火） 9：00 まで（当日開札前に支払）

落札者の決定後ただちに還付する。

ただし、落札者にかかる入札保証金は、契約保証金に充当する。

（入札保証金免除規定）

大和郡山市契約規則（抄）

第 6 条 第 4 条第 1 項の規定による入札保証金は、次の各号に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に、本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 令第 167 条の 5 に規定する資格を有する者で、過去 2 年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約保証金は請負金額の 10% 以上とし、契約締結までに手続きを完了すること。現金による場合は契約を締結する際に納付すること。ただし、大和郡山市契約規則（昭和 39 年 規則第 8 号）第 22 条第 1 号、第 2 号又は 3 号に該当する場合は、その全部又は一部が免除される。

（契約保証金免除規定）

大和郡山市契約規則（抄）

第 22 条 前条第 1 項の規定による契約保証金は、次に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（省略）

(3) 契約書作成の要否 要する。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。